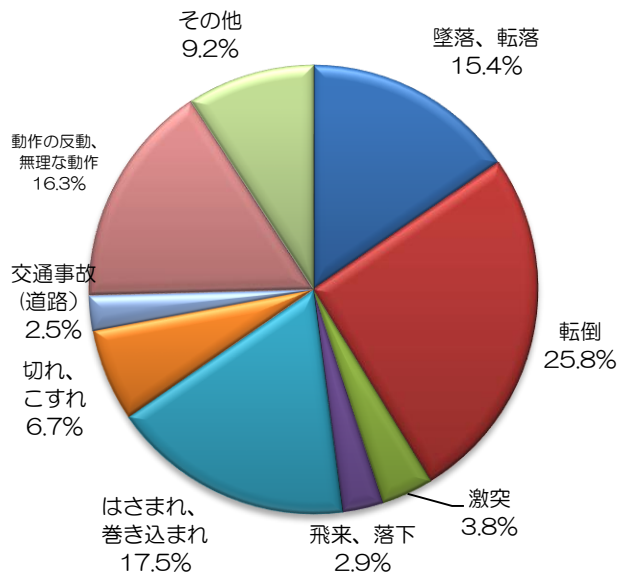




平成31年(令和元年)の労働災害発生状況

業種 (13次防重点業種)	発生年	令和元年11月末			
		平成30年 全期	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		284(4)	240(0)	±0	0.0%
製造業		78	53	-13	-19.7%
建設業		34(3)	33	+7	26.9%
土木工事業		14(1)	12	+2	20.0%
建築工事業		14	16	+5	45.0%
その他建設業		6(2)	5	±0	0.0%
陸上貨物運送事業		35	35	+6	20.7%
林業		7(1)	2	-5	-71.4%
小売業		26	33	+13	35.3%
社会福祉施設		36	28	-6	-20.7%

【災害の傾向（事故の型別）】



冬季転倒災害防止について ～STOP！転倒災害～

転倒災害は、労働災害全体の約4分の1を占めており、特に冬期間においては、積雪や凍結による転倒災害が多発する傾向にあることから、下記の一般的な対策を参考に、転倒災害防止に努めてください。

1.安全管理体制等の確立

安全衛生委員会等において、冬期間の転倒災害防止について審議し対策を立てましょう。

また、過去の転倒事例（ヒヤリハット事例）などから、会社敷地内、駐車場、出入口等の滑りやすい場所を確認し、構内安全マップ等を作成し関係者に周知しましょう。

2.安全な通路等の確保

屋外の階段、スロープ、屋外通路、駐車場までの経路等で、積雪・凍結により転倒災害が予想される箇所について、次のような措置をとりましょう。

- ① 降雪後は常に除雪し、積雪・凍結状態とならないよう努めること。
- ② 凍結が予想される場所は事前に凍結防止剤を散布しておくこと。
- ③ 通路や出入口等で凍結しやすい場所は、凍結防止機能付きマット等を敷くこと。
- ④ 積雪・凍結により滑りやすくなった場所には、滑り止めの措置（砂などをまく。）を講じること。
- ⑤ 「凍結転倒注意」等の掲示物を掲げるなど、「見える化」により労働者の注意喚起を図ること。

3.滑りにくい履物の徹底

出勤時の履物について、滑りにくい（滑り止めの付いた）履物や、脱着式の滑り止め具の着用を推奨しましょう。

また、敷地内での除雪作業中の転倒災害を防止するために、当該作業時の履物は、滑り止め材入り、ピン・金具付き・溝の深いもの等滑りにくいものを着用しましょう。

4.歩行上の留意点

積雪・凍結した地面や路面での作業や、歩行する場合には、次のような動作をとりましょう。

- ① 上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しない。両手に物を持って歩行しない。
- ② 「かかとから着地する歩き方をしない。」「歩幅を狭くして歩く。」「あらかじめ少し膝を曲げた状態で歩く。」「足裏全体で急がず、ゆっくり歩く。」など。
- ③ マンホール、側溝の蓋などの金属製の物の上は、積雪で滑りやすくなるので注意する。

5.安全衛生教育

冬期間の転倒災害防止について、労働者に対し、上記を踏まえた安全教育を適宜実施しましょう。

令和元年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動

実施期間:令和元年12月1日～令和2年1月31日

実施事項

1.安全衛生管理体制に関する事項

- ① 経営トップによる安全衛生への所信表明、安全衛生パトロール等の実施
- ② 安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者等の選任と職務の確実な遂行
- ③ 安全衛生管理活動の点検・評価、改善及び、新年（度）の安全衛生管理年間計画の作成、実施
(PDCA)
- ④ 安全朝礼、作業開始前のTBM、4S活動、KY活動、リスクアセスメントの取組などの自主的安全衛生管理活動の実施

2.労働災害防止対策に関する事項

- ① 積雪・凍結による転倒災害防止対策の実施、点検（「STOP！転倒災害プロジェクト」）
- ② 高所からの墜落防止対策の実施、点検
- ③ 腰痛予防対策の実施（「職場における腰痛予防対策指針」）
- ④ 交通労働災害防止対策の実施
- ⑤ 職場内の各種設備と作業手順書、作業マニュアル等の周知徹底
- ⑥ 機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策、作業開始前点検等の実施
- ⑦ 高年齢労働者に対する安全衛生教育の実施及び安全に配慮した職場環境の改善
- ⑧ 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する雇入れ時及び安全衛生教育の実施徹底
- ⑨ 令和元年度台風19号被害の復旧作業に係る労働災害防止対策
 - a 作業箇所の事前調査とそれに基づく適切な施工計画、作業計画の策定及び、重機による作業区域の立入禁止措置の実施
 - b 高所作業における足場の設置、適切な墜落制止用器具の使用等、墜落防止対策の徹底
 - c がれき処理作業における作業開始前ミーティング等の実施、適切な呼吸用保護具の装着

3.働き方改革・健康確保対策に関する事項

- ① 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及びワークライフバランスの推進
- ② 長時間にわたる時間外・休日労働を行う労働者に対する面接指導等の実施
- ③ 健康診断結果に基づく適切な事後措置の徹底
- ④ メンタルヘルスケアの積極的な推進

4.その他の事項

- ① ロゴマーク「Safe Work ゼロ災Miyagi」をスローガンとした労働災害防止活動の推進等、労働者の安全衛生意識を高揚するための行事の実施
- ② ポスターの掲示、安全衛生旗掲揚等、「見える」安全衛生活動の促進



Safe Work ゼロ災Miyagiのロゴマークは、宮城労働局のホームページよりダウンロードしてご利用いただけます！

二次健康診断等給付制度をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**（血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定）に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

二次健康診断

検索

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112